

# 令和2年度 奨学生申込みのしおり



公益財団法人 **大阪府育英会**  
採用貸付課


〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号  
大阪私学会館2階

ホームページ (URL) <https://www.fu-ikuei.or.jp>

TEL 06-6357-6272 FAX 06-6358-3053

業務時間 平日 9:00～17:30

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いします。

大阪府育英会  

(注) 令和2年度予約奨学生貸付予定者で、「進学届」・「奨学資金借用証書」を令和2年4月上旬に学校へ提出した方は、令和2年度の奨学生として本採用になりますので今回の奨学生募集には申込みする必要はありません。

また、すでに奨学資金の貸付を受けている方も申込みの必要はありません。

## 1 制度の概要

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子の奨学金です。

## 2 申込資格

- (1) 学校教育法による次の学校に在学する生徒であること。
  - ① 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校
  - ② 専修学校(高等課程)(ただし修業年限1年以上の学科)
- (2) 保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること  
 保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。  
 保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。  
 \* 在留資格：永住者、法定特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者  
 なお、定住者については、将来日本に永住する意思のない方は申込資格がありません。
- (3) 令和元年度(平成31年度)の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が次のとおりであること
 

・国公立	418,500円未満	(年収めやす(※))	800万円未満)
・私立	578,500円未満	(年収めやす(※))	1,000万円未満)

※ 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。実際は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)により判定します。

## 3 貸付額と貸付時期

### ■ 奨学資金貸付額(年額)

- (1) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円未満(年収めやす800万円未満)の場合(国公立学校・私立学校とも)

「授業料実質負担額(※) + その他教育費10万円」の範囲内で希望する額 (1万円単位)  
(授業料実質負担額(※)が無償となる場合、貸付限度額は10万円です。)

(※) 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

(2) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円以上、578,500円未満(年収めやす800万円以上1,000万円未満)の場合(私立学校のみ)

「授業料実質負担額(※)」の範囲内で希望する額(1万円単位)。但し24万円を上限とします。  
(授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。)

(※) 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

#### 【新1・2年生】

府内の私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する年収めやす800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。

詳細は、別表「1・2年生の方」を参照してください。

#### 【新3年生】

私立高校等に3人以上通わせている年収めやす800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。

詳細は、別表「3年生の方」を参照してください。

### ■ 貸付時期

高校等在学中、表のとおり貸付します。貸付は、金融機関への振込みにより行います。

貸付時期	第1回	第2回	第3回
貸付日	8月25日	10月11日	1月30日

※・貸付額によっては、第2回、第3回の貸付があります。(貸付額が20万円以下の場合は、第1回のみ貸付となります。)

- ・貸付期間は、在学する学校の正規の最短修業期間です。
- ・2年目からの第1回の貸付日は、5月30日となります。
- ・貸付日が金融機関の非営業日に当たるときは、翌営業日となります。

## 4 申込手続き

提出書類	① 奨学生申込書 ② 保護者の収入に関する証明書(申込書C票とその裏面の見本を参照して提出してください。) ③ 生徒本人及び保護者の住民票 ※申込書A票裏面【重要】住民票提出における注意事項を熟読いただいて申込書に添付してください。 注意事項に記載してある内容が守られていない場合は、受付できません。 ④ 生徒本人名義の通帳のコピー(申込書B票とその裏面の見本を参照して提出してください。) ⑤ 奨学資金借用証書 ※各自自署し、各自の印で捺印してください。 借用人(生徒本人)と連帯保証人、保護者が同一筆跡である場合は、受付できません。 事情があり代筆される場合は、事情書の提出が必要です。 ⑥ 連帯保証人(保護者)の印鑑登録証明書(原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。) ※申込書記載の住所と印鑑登録証明書記載の住所とが異なる場合は、事情書の提出が必要です。
提出期限	学校が指定する期日(期限厳守) <b>【学校提出期限： 6月22日(月)】</b>
提出先	在学する高等学校等 <b>平安女学院高等学校</b>

## 5

## 採否決定の通知

- (1) 採否決定の通知は、8月上旬に学校長を通じ申込者(生徒本人)に通知します。
- (2) 採用通知書を受けた方は、育英会所定の奨学生原票(採用通知時に交付)に必要事項を記入のうえ学校へ提出していただきます。

## 6

## 奨学資金の貸付

- (1) 奨学資金は、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
- (2) 休学、留年、退学、転学、連帯保証人の変更又は届出事項等に変更があったときは、学校を通じて育英会に届け出てください。これらの異動の届出を怠ったときは、奨学資金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)することがあります。
- (3) 2年目から毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。確認の結果、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。
- (4) 毎年度、保護者の所得状況を確認し当年度の貸付限度額を決定します。所得状況によっては、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。また、超過貸付が生じた場合は返還していただきます。
- (5) 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用した事が判明した場合は、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。

## 7

## 貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付を受けた方について、奨学資金の貸付が終了したとき又は奨学資金の貸付が廃止されたときは、今までに貸付を受けた金額及び時期を学校長を経て奨学生に通知します。  
 なお、通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経て大阪府育英会に提出していただきます。

## 8

## 奨学金の返還

**奨学金は貸付金です。卒業後(貸付終了後)は、必ず返還しなければなりません。**  
**返還金は後輩のための奨学金になりますので、定められた返還方法で確実に返還してください。**

- (1) 奨学金の返還は、卒業後6ヶ月を経過してから、定められた金額を借用人(生徒本人)の預貯金口座から振替で返還していただきます。  
 ※ 退学等卒業以外の事由により、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合はその年の10月から、6月1日以降に貸付が終了する場合は翌年の10月から返還開始となります。
- (2) 返還方法は、月賦(振替日は毎月27日)が原則です。
- (3) 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ、年率8.9%の延滞金が課されます。また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。
- (4) 返還総額(貸付総額)に対する返還年額は、下の表のとおりです。  
 返還総額を返還年額で割ると概ねの返還年数が出ます。

返還総額(貸付総額)	返還月額	返還年額
1,440,000 円以下	8,000 円	96,000 円
1,440,000 円超え 1,620,000 円以下	9,000 円	108,000 円
1,620,000 円超え 1,800,000 円以下	10,000 円	120,000 円
以降、貸付額が18万円増える毎に、返還月額1,000円(年額12,000円)が加算されます。		

**個人情報の利用目的等**

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人の権利及び利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2) 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
- (3) 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし、住所確認調査を行います。

**注 意 事 項**

- (1) 奨学資金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
- (2) 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
- (3) 申込書類等につきましては、いかなる場合も返却いたしません。
- (4) 就学支援金等の制度内容に変更が生じた場合は、当会奨学金貸付制度についても、併せて変更となる場合があります。  
令和2年度については、年度中に所得判定基準の変更(住民税所得割額から課税標準額へ変更)があります。